

## 大阪市立淀川区民センター利用料金減免規程

### (趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、大阪市立淀川区民センター利用料金減免規程を次のとおり定める。

### (減免基準)

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため、大阪市立淀川区民センター（以下「区民センター」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は区民センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施及び準備等のため、区民センターを使用するとき。

なお、準備等のためにかかる日数は事業実施日を含まず実施日の前3日、後1日を上限とし指定管理者と協議すること。（大阪市立淀川区民センター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱第5条に準ずる）

### (減免手続)

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から実施する。